

厚生会創立60周年記念の特別措置!

平成30年度 退職厚生部制度のご案内

## ～41歳以上で退職厚生部未加入の方へ～ 今年度に限り今からでも加入ができます!

現在退職厚生部に加入できるのは35歳～40歳までという期間の制限があり、その期間に加入しないとその後の加入はできません。しかし、平成30年度に限り、創立60周年記念の特別措置として、35～40歳の間に加入されなかった方も加入できます。

該当される方には、別途ご案内をさせていただきますので、是非、この機会にご加入をご再考ください。

◆加入申込締切…平成31年2月15日(金)

◆加入の注意点…将来のご退職時に規程の300か月の掛金納入月数に達しません。

退職時に「不足月数掛金の一括納入」が必要となります。

※平成30年度ご定年を含む50歳以上の退職予定の未加入会員様も加入可能です。



※35～40歳の方にも、別途ご案内をさせていただきます。

### 「退職厚生部」とは?

医療費の補助を中心に、健康生活や生きがいの支援をすることを目的とした「相互扶助」の制度です。

◎加入や事業の詳細などのお問い合わせは… 厚生係 TEL 076-432-1252